

# 農地転用に係る事務・権限の移譲等について

平成25年10月29日  
全国市長会

- 全国市長会では、これまで再三にわたり、農地転用許可権限、農業振興地域の指定等権限の市への移譲、及び農用地利用計画に係る都道府県知事との同意・協議の廃止等を強く求めてきたところ。
- 今般、地方分権改革有識者会議において、「農地・農村部会」を設置し、農地転用に係る事務・権限の移譲や、農地転用等に係る規制緩和等について検討を行うとされたことは、全国市長会として大いに評価するとともに、大いに期待をしているところ。
- 土地利用に係る権限は、基礎自治体が担っているまちづくりの根幹をなすものであり、土地利用をどのようにしていくかは、都市計画部門等との総合的・一体的な視点から判断すべきもの。
- まずは、農地を含む土地利用に係る権限を、総合行政を行っている都市自治体に対して移譲するとともに、併せて土地利用に関する義務付け・枠付け等の見直しを図ることによって、総合的・一体的な視点から土地利用を行えるようにし、永続的かつ安定した強い農業の構築、地域の元気創造に結び付けていく道筋を作るべき。

# 1. 農地転用許可権限の市への移譲等について

## (1) 現状

- 市としての主体性が発揮できないため、地域住民等が求めている総合的・一体的な土地利用を図ることができない。さらには市による主体的な農地行政等の推進が阻害されている。
- 市農業委員会において農地転用許可申請を受理してから、国との協議や都道府県農業会議に対する諮問に多大な時間を要している。
- 現在、事務処理特例制度により、4ha以下の農地転用を市に権限移譲している都道府県も多く見受けられるが、市農業委員会での審査後、都道府県農業会議への諮問が義務付けられているなど、事務の簡素化、迅速化につながっていない。

## (2) 見直しの方法

- 農地転用許可権限を市に移譲した上で市の自治事務とするとともに、都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。

## (3) 見直された場合の効果

- 市に権限が移譲されれば、地域住民の参画の下での有効な農地利用や地域のニーズに応じたまちづくりが可能となるとともに、手続きの迅速化や二重審査・手続きの解消や、農業振興、農地行政の推進を含む総合的・一体的な土地利用が可能となる。
- なお、権限移譲により法令の解釈が変わることはなく、都市においても、農業経営基盤の効率化や耕作放棄地縮小のための担い手の確保・育成などにも取り組んでおり、権限移譲により農地が失われることにはならない。

## 2. 農業振興地域の指定・変更等権限の市への移譲、農用地利用計画に係る都道府県知事との同意・協議の廃止等について

### (1) 現状

- 農村地域では、農業者等が利用する医療・介護などの福祉施設等の施設用地や駐車場用地、兼業農家向けの事業用倉庫や荷捌きスペース等について、利用計画の変更に都道府県が不同意をした事例、商業施設が地域内で移転先が決まらなかったために市外へ転出した事例などがある。地域での営農活動を継続するために必要な施設等の確保に支障が生じ、農村集落の疲弊が加速する要因になる。
- ある市では、農業振興地域外の優良な農地を同地域に編入しようとしたが、当該市の都道府県では申請受付が年1回で、また許可に要する期間も1年程度かかることから、中山間地等直接支払制度や農業に係る各種補助金の適用に2年近くの時間を要するなど、農地が減少傾向にある中において、優良農地の確保・保全、農業振興が迅速に行えない。
- 企業・工場の立地希望のある土地において、農用地区域の除外及び農地転用に係る知事との同意協議に多大な時間を要するなどの事例がある。企業進出がとん挫して地域振興や雇用創出を阻害する要因になる。
- 既存の市街地が飽和状態の場合、新規の住宅地等のニーズがある一方、農地転用、農業振興地域からの除外が困難である。その結果、地域の発展・活性化が阻害される。

### (2) 見直しの方法

- 農業振興地域の指定・変更等に係る権限を市に移譲する。
- 農用地利用計画に係る都道府県知事の同意を要する協議を廃止する。

### (3) 見直された場合の効果

- 市による主体的・計画的な土地利用を行えるようになれば、農業と工業のバランスある土地利用が促進されるとともに、生産性の高い農業と新成長産業の集積が実現できるほか、耕作放棄地となるリスクの低減、地域にあった土地利用の展開などに資することができる。

# 農地転用許可権限 農業振興地域の変更等権限

市への完全  
移譲提案

【根拠法令】

農地法

農業振興地域の整備に関する法律



【農地法】

・平成21年度から農地転用2ha以下は新潟県から市へ権限移譲となる。（市長から農業委員会への事務委任）

⇒ 2ha以下は農業委員会長が許可  
（2ha超4ha以下は県知事協議）

【農振法】

・平成21年度から農振除外変更は市長許可となる。

新潟県三条市

# 農地転用等のフロー図

農業振興地域  
264,410,000㎡  
(26,441ha) (H24.12.1現在)

